



ぶんか みまもり だより



見守り協力員



見守り協力員

たたい とうしかさま
多田井 利房様

墨田区には「見守り協力員」というボランティアの方々があります。

見守り協力員は、「見守り活動に積極的に関わる人」、「支え合いの地域づくりに興味をもっている人」、「異変に気付いたときに連絡してくれる人」、みまもり相談室と協力し、地域の高齢者へ定期的に訪問等の見守り活動をしてくださる方です。

2024年 かがやく人

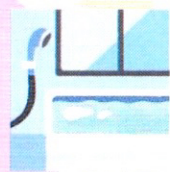
2018年の10月、地域の高齢者皆様の集いの場として、立花南町会（立花一丁目一部、立花三丁目一部）の支援を得て「いきいきライフ立花」を立ち上げました。

先日、「いきいきライフ立花」についてご質問をいただいた方が、サロン活動日にお手伝いに来てくださいました。そのように多くの方が参加し、集いの輪が益々ひろがっていきいいなあと思います。同じ地域に住む人どうし、挨拶ができ、一緒に笑いながら共に生きていく、そのような親しみやすい地域づくりをめざしています。



次のことに、気をつけて下さいね

- ヒートショック
家の中の寒暖差に気をつけましょう。(トイレ 浴室等)
- 皮膚の乾燥 水分不足
- 感染症
(手洗い マスクの利用)
- 火災(火の用心)
冬の乾燥する時期は特に、注意してくださいね。



勉強会



ぶんか・みかんの会カフェ

見守り協力員は、定期的に行われる勉強会に参加して、地域の支え合い活動推進のため、研鑽をつんでいます。時には認知症サポーターとして、認知症に関心のある方々の集い「ぶんか・みかんの会カフェ」の担い手として、サポートしています。見守り協力員について聞いてみたいなど思った方は、下記のみまもり相談室へお問合せください。



ぶんか高齢者みまもり相談室

墨田区文花1-29-5
都営文花一丁目アパート5号棟1階
☎ 03-3614-6511

月曜～金曜 午前9時から午後5時

【墨田区委託事業】(相談無料・秘密厳守) 担当地域:文花・立花



青育会

担当
あおしまみちよ
青嶋美千代
くにながのりこ
國長法子
たかはしともよ
高橋智代

【通信欄】



明けまして、おめでとうございます。
今年もよろしくお願ひいたします。

*** 障害者控除対象者認定書の交付をご希望の方へ ***

★障害者控除対象者認定書について★

障害者手帳の交付を受けていない方でも、障害の程度が障害者に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。介護保険の要介護認定結果情報を確認し、認定基準に該当した場合、「障害者控除対象者認定書」を交付します。税務署等で税の申告の際にご提出いただくと、所得税や住民税の控除を受けることができます。

【 障害者控除額 】

認 定 内 容		所得税	特別区民税
障 害 者 控 除	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	27万円	26万円
	身体障害者（3級～6級）に準ずる		
特 別 障 害 者 控 除	知的障害者（重度）に準ずる	40万円	30万円
	身体障害者（1級、2級）に準ずる		
	ねたきり高齢者		

【障害者控除対象者】

障害者控除対象者認定基準日（12月31日）において、次の要件をすべて満たす方

- (1) 墨田区に住所があり65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方
- (2) 介護保険の要介護認定結果情報による日常生活自立度等が、【障害者控除対象者認定基準】に該当している方

【申請方法】 まずは、お電話をください！ 高齢者福祉課支援係 ☎03-5608-6168

認定書の交付を希望される方は、控除の対象となるかを事前にお問い合わせください。
 対象となった方には申請書をお送りします。申請は原則、郵送受付です。
 申請書の提出から交付まで概ね2週間程度かかります。

< 火災安全システム事業 >

高齢者のお宅に火災を未然に防止する機器を取り付けます。

- 1 対象となる方 墨田区内在住で、65歳以上の**高齢者のみの世帯の方**
※以下の③、④については、心身機能の低下等に伴い防火等の配慮が必要な方が対象となります。
- 2 設置できる機器 (【 】内は利用者負担額) ※所得等により費用負担がない場合もあります。



火災警報器の例

- ① 火災警報器……………室内の火災を煙で感知し、音声で知らせる【1,000円】
- ② 自動消火装置……………火災を感知し、消火液を自動噴射して初期消火を行う【3,000円】
- ③ ガス安全システム…ガス漏れ、不完全燃焼を感知してガスを自動遮断する【4,000円】
- ④ 電磁調理器……………炎を生じない電磁作用により、調理器の上に乗せた鍋等を温めるもの【2,000円】※専用の鍋、やかん等はつきません。

- 3 注意事項 ①～③について、借家にお住まいの方は、事前に家主の承諾が必要となります。
- 4 問い合わせ先 墨田区高齢者福祉課支援係（区役所4階） 電話：03-5608-6168

高齢者虐待防止事業（セルフネグレクト）

セルフネグレクトとは無関心、放置といった状態が自分自身に向いてしまうことを言います。セルフネグレクトになると生きていく意欲や能力が減退するので、普通の生活を維持することが困難になってしまいます。身の回りの高齢者の方のことで「おかしいな」と感じるがありましたら、お近くの高齢者支援総合センターまでご一報ください。

【お問い合わせ先】 高齢者福祉課またはお近くの高齢者支援総合センター